

平成29年度第1回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成29年5月12日（金）

午後1時00分から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 白石英行 小野寺加代子
鈴木広人 堀正孝

（事務局）総務部長 渡部敏明

総務部総務課長 石嶋大介

総務部総務課情報公開・法務担当主査 内宮純一

総務部総務課情報公開・法務担当主任主事 小野春乃

福祉部国保年金課長 細矢剛史

福祉部国保年金課管理係主査 奥田光広

福祉部国保年金課管理係主事 松原可奈子

企画政策部情報政策課長 阿部英幸

企画政策部情報政策課IT推進担当主査 梅田裕次

区民部戸籍住民課長 武藤充輝

欠席者：（委員）高橋基陽 山内まり子

1 開会

○総務課長 それでは、時間になりましたので、開会いたしたいと思います。

本日はお暑い中、また、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。平成29年度最初の審議会を開会いたします。

本日は高橋委員と山内委員が欠席となっております。

また、審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをあわせてご報告いたします。

2 委員・職員の紹介

○総務課長 次に、事務局のほうをご紹介します。人事異動により一部変更がございましたので、報告いたします。

担当主査の中川が異動により転出いたしまして、内宮が新たに着任いたしました。

○内宮主査 よろしく願いいたします。

○総務課長 総務部長の渡部、私、総務課長の石嶋、担当の小野、本日は休んでおりますが、

西村については変更はございません。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護条例に基づく平成28年度における各制度の実施状況の報告を含め、計3件の報告と、文京区特定健康診査等の実施計画の策定業務に当たって諮問がございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、担当所管課の公務の都合上、諮問案件の審議を行った後に報告事項に入らせていただきたいと思っております。

それでは、進行を内山会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

○内山会長 それでは、平成29年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開始いたします。

最初に、議事でございますが、ご案内いただきましたように、諮問第1号についてご審議をいただくということにいたします。それでは、このことについて、説明はどなたがしていただけるのかな。

○総務課長 私からまず初めにご説明申し上げます。

○内山会長 お願いします。

○総務課長 まず、説明に入ります前に、お手元の資料をご確認ください。資料については、あらかじめ郵送させていただいております。諮問第1号に関する資料といたしまして、まず諮問書の写し、通し番号230ページでございます。次に、資料第13号、231ページは文京区特定健康診査等実施計画等策定業務の概要でございます。お手元の資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号についてご説明いたします。この説明のため、所管課の職員が同席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。細矢国保年金課長でございます。

○国保年金課長 細矢でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく、国保年金課管理係、奥田主査でございます。

○国保年金課管理係主査 奥田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 松原主事でございます。

○国保年金課管理係主事 松原です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 それでは、まず私から諮問書に基づき、簡単に諮問案件についてご説明申し上げます。平成29年度諮問第1号「文京区特定健康診査等実施計画等の策定における国民健康保険

加入者の特定健康診査等のデータの目的外利用における本人宛て通知の省略について」でございます。

2の諮問の趣旨です。「高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定及び国民健康保険法第82条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の規定に基づき、第3期特定健康診査等実施計画及び保健事業の実施計画（データヘルス計画）（以下、実施計画等という）を策定する。実施計画等の策定に当たっては、国保年金課の国民健康保険給付業務及び特定健康診査・特定保健指導業務において収集している国民健康保険加入者の特定健康診査等のデータやレセプトデータを利用する必要があり、本件は文京区個人情報保護に関する条例第14条第2項第3号の規定に基づき、本人の同意を得ないで個人情報を目的外利用するものであります。本人の同意を得ないで目的外利用をした場合には、本人宛てに通知を要するが、本件は通知を要する対象が一定期間において大量（4万7,000件以上）であるため、本人宛て通知を省略いたしたく、条例第14条第3項の規定により、貴審議会のご意見をお伺いしたい」というものでございます。

詳細については、所管課長からご説明申し上げます。では、お願いします。

○国保年金課長 それでは、座ってご説明させていただきます。それでは、お手元の資料第13号に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料第13号、文京区特定健康診査等実施計画等策定業務の概要でございます。まず1、個人情報の使用についてでございます。先ほどもご説明ございました、第3期特定健康診査等実施計画及び保健事業の実施計画（データヘルス計画）（以下、実施計画等という）を策定するに当たりまして、国民健康保険加入者の特定健康診査等のデータやレセプトデータを使用いたします。実施計画等の策定に当たりましては、事業者には業務委託を行い、委託事業者が保有する予防医学的な専門知識を初めとする保健医療に関する幅広い専門知識、特定健康診査・特定保健指導の実施状況やレセプト情報等を活用して分析する能力、分析の結果得られる課題に対する効果的な事業の提案力等を活用いたします。

第3期特定健康診査等実施計画の概要でございます。こちらにも記載してございますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により定めるものでございます。特定健康診査や特定保健指導の実施方法やその成果に関する具体的な目標を定めた計画であり、主に内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査及び保健指導を行うことにより、生活習慣病の予防及び医療費の適正化を目指すものでございます。

こちらにつきまして、対象者は40歳から74歳までの方を対象とした計画となるものでござい

ます。

続きまして、保健事業の実施計画（データヘルス計画）でございます。こちらは国民健康保険法第82条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の規定により定めるものでございます。特定健診や特定保健指導の結果、レセプト等から得られる健康・医療情報を活用し、地域の実態を踏まえた健康課題を明確化し、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画でございます。

これらを策定するに当たりまして、今回、2の文京区個人情報の保護に関する条例上の取り扱いについてでございます。本実施計画の策定につきまして、国保年金課における国民健康保険給付業務及び特定健康診査・特定保健指導業務において収集している個人情報を目的外利用するものでございます。本実施計画等の策定は、法令等の定めに基づき策定するものであり、かつ区民の生活習慣病の予防及び医療費の適正化につながるなど、区民の福祉の向上につながるものであるため、本件は文京区個人情報の保護に関する条例第14条第2項第3号に基づく本人同意を要しない目的外利用に該当するものでございます。

また、本人の同意を要しないで目的外利用をしたときに、その旨を本人に通知しなければなりません。本件においては通知を要する対象者が一定期間において4万7,000件以上という大量であるため、目的外利用の本人宛て通知を省略したく、同条第3項の規定に基づきまして、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の意見を伺うものでございます。

続きまして、2ページでございます。こちらは特定健康診査データ、適用情報により、血圧・血糖・脂質・肥満・喫煙の各リスクの状況分析、歯科にかかわるリスクの分析状況等を実施ということで、それぞれのレセプトデータ並びに特定健康診査のデータをもとに、それぞれのリスクの状況分析を行うことができるというものでございまして、ここにある表はその分析グラフの例でございます。これはまだ私どもではやっておりませんので、ほかの保険者のほうの、もう既にやっているところのものを引用したものでございますので、私どもの文京区を反映したものではありませんが、一例ということでご紹介をさせていただきます。

上のグラフにつきましては、年齢階級別肥満リスク者数ということで、年齢の階級ごとにBMIということで、肥満をはかる指数でございますけれども、その、どれぐらい各年齢でいるかということが、このデータ分析によって導き出せるというものでございます。

また、この下のものにつきましても、レセプトデータ・適用情報により全体医療費の推移、高額医療費の発生状況分析、生活習慣関連疾患の分析等を実施することができます。この下につきましては、レセプト点数と年齢別に、レセプト点数とともにその構成割合、代謝系、皮膚

系、筋骨格系、消化器系等の、それぞれの、どういう医療をされているかというのが具体的にわかってくるというものの一例を示した表でございます。このようなグラフを策定していくということで、データを使用させていただくというものでございます。

3 ページ目の3番、使用データ及び項目でございます。これは具体的にどのようなデータがあるかというものでございます。特定健康診査データ、これは健康診断、国民健康保険の加入者に対する健康診査をする際のデータということで、ここに記載してございます保険証番号ですとか個人ID、生年月日、性別、特定健康診査の結果、質問票がでございます。

続きまして、レセプトデータ、これは各医療機関にかかったときのデータでございます。これは診療年月、患者情報、患者のID、性別、年齢、あと、医療機関施設情報、傷病情報、薬剤情報、診療行為、材料情報、請求点数等がこのデータに含まれます。適用情報というのは保険証記号・番号、個人ID、氏名、住所、生年月日、性別ということでございます。

4番、收受・使用・保管・破棄等につきましてです。(1) 收受。文京区役所内におきまして、職員立ち会いのもと区の端末を用いて、今回委託いたします委託事業者が元データの匿名化(暗号化)処理を行い、匿名化されたデータのみをDVD・HDD、今回はハードディスクになるかと思えますけれども、媒体に保管し、業者の事務所のほうで作業を行うというものでございます。その際、区のほうに匿名化を解くファイルは保管するというものでございます。これにより、個人情報区は区の執務スペースから外部には持ち出さず、外部においても匿名化されたデータを個人情報に変換することはできないものでございます。したがって、あくまでも匿名化した情報を外部に委託して解析を行うというものでございますので、個人の特定はできないというものでございます。

(2) 使用。委託事業者内において、データはインターネットから分離され、データのメディア端子の無効化が施された外部接続できない専用端末にて、特定の情報処理担当者が取り扱うものでございます。これは委託事業者の権限の与えられた情報処理担当者が行うというものでございます。

(3) 保管。委託事業者内のデータ媒体は、鍵つきロッカーにて厳重に保管され、データ格納サーバーは作業場所と別部屋の鍵つきラックに入れた状態にて管理をいたします。

(4) 破棄・返却。業務完了後にデータは区に返却もしくは破棄をいたします。破棄の場合には証明書を委託業者が発行をします。

4 ページ目、最後のページになりますが、匿名化のイメージということで、こちらに記載をさせていただいております。あくまでもイメージでございますので、必ずしもこのとおりでは

ないんですけれども、匿名化前のデータは保険証の記号・番号、個人ID、名前、生年月日と特定健康診査の結果等が結びついているものでございます。これを匿名化処理をいたしまして、匿名化コードにしたものを分析に使うというものでございまして、委託事業者にもこの匿名化したものを渡すというものでございます。

全体スケジュールでございます。平成29年6月から個人情報のデータを匿名化いたしまして、7月から9月の間で匿名化したデータの分析を事業者のほうで行います。その後、そのデータの分析をしたものを使いまして、計画の素案作成を行いまして、その後1月に案としたものを作成し、3月に計画を策定するものでございます。

最後になりますが、6、委託事業者についてでございます。委託事業者は文京区個人情報保護条例第12条の2に規定する受託者等の責務及び厚生労働省が策定した厚生労働分野における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン等を遵守し業務を行うとともに、区は業務の適切な進行を管理してまいります。

委託事業者でございますが、株式会社ミナケアでございます。中央区日本橋本町二丁目3番11号の日本橋ライフサイエンスビルディング5階でございます。プライバシーマークを取得している事業者でございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

○内山会長 諮問事項についてのご説明が終わりました。

委員の皆様方からご質問及びご意見を頂戴させていただきます。ご発言のほどお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○二瓶委員 二瓶と申します。

今のいただいた資料13の3ページ目で、使用データの項目というところで、ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、1つ目の丸の特定健康診査データというのは、メタボリックはウエストをはかってするやつですかね。その結果と、あと判定とか質問票というのはわかるんですが、その次にレセプトデータというのは、具体的にどういった内容の情報を想定しているのが、メタボの健診と関連づけられた疾病とか諸病に限られるのか、それとも何かこのメタボにひっかかった人は、関係なく全部データがっちゃうのか、ちょっとその辺がよくわからなかったので、ご説明いただければありがたいと思います。

○国保年金課長 あくまでも特定健康診査につきましては、今お話がございました、健康診断を受けられた方のデータということで、今はメタボですとか身長・体重ですとか、そういう健

康診查にかかわるデータでございます。

レセプトデータというのは、これは区の国民健康保険証を持っている方、ですから、保険証を持っている方が1年間で、都内だけじゃなくて、いろいろ病院にかかられると思うんですけども、かかりますと必ずレセプトというのは出てまいりますので、そのレセプトを一枚一枚データ化したものでございます。ですので、特定健康診査とは限られないものでございます。

○二瓶委員 じゃあ、全て丸裸の情報がいってしまうということですね。

○国保年金課長 ですから、1人につき何十枚も、多い方であれば多くのデータがあるということになります。

○内山会長 どうぞ、お願いします。

○堀委員 堀と申します。

3 ページ目の項番4、(1)の収受のところですが、具体的に匿名化作業が入っていますが、具体的にはどういう形でやられるのか教えていただきたいです、もうちょっと。

○国保年金課管理係主査 4 ページ目の、先ほど申し上げました上部の匿名化のイメージなんですけれども、これは、見た目としてはエクセルの形式ではあるんですけども、実際のデータ自体はこういうふうにセルで分かれているものではなくて、セルの間がカンマで区切られている、要はCSV形式というデータになるんですけども、レセプトデータや特定健康診査のデータとして出力されます。

そのデータをまず、文京区役所が貸与する情報処理端末、そこに匿名化する作業用のソフトを入れます。それはもちろん国保年金課の執務室内で行うんですけども、そこにカンマで区切られたレセプトデータを入れて、匿名化という、こういうコード化するような作業になります。そのデータ自体を委託事業者が運搬するための、ハードディスクドライブとここでは書かせていただいていますけれども、ノート型のパソコンに入れた状態で事業所に持ち帰るというような形が収受の一般的な流れになろうかと。

ただ、もちろん職員が立ち会って、適切に処理されているかというのは、管理監督した状況で作業は行います。

○堀委員 持ち帰る業者の方と匿名化作業をされる方は、別の会社の方ですか。

○国保年金課管理係主査 同じ委託事業者の、担当者が違う形にはなろうかと思うんですけども。

○堀委員 これはちょっと僕がすごくひっかかるのは、少なくとも匿名化する作業までは文京区サイドでやるべきで、持ち帰る人は勝手に匿名化して作業をして、そのまま持ち帰るという

のはちょっと、抜け道としてはかなりルーズなものかなという気がするんですが、この作業自体がかなり難しいということであれば、ちょっと問題はあろうかと思いますが、ただ、ほかの病院なんかの匿名化作業なんかを見ていると、そんなにシステムは複雑じゃないですし、ちゃんとカーソルが動いていけば、そのまま入れていけばいいようなタスクソフトだと思うので、それは文京区サイドでやるべきじゃないんですか。匿名化したものを渡す、それで業者が持って帰るとというのが普通の流れのような気が私はするんですけども、いかがでしょうか。

○国保年金課長 匿名化のソフト自体が事業者のものでございますので、そちらを使ってということになりますので、ただ、当然、作業については、区のほうでやることは可能だと思います。

○堀委員 ちょっとご検討いただければ、大変ありがたく思います。

○内山会長 今の堀委員のご質問は、要するに匿名化するプログラムを持っていれば、復元することも可能ではないか、そうすると、それを全部匿名化ファイルだとしても、それを匿名化プログラムをつくった人が匿名化ファイルを持ち出すというのは危険ではないかということなんですけれども、そのことについてどのようなお考えなのか、ご説明いただきたいと思います。

暗号化されても、それは第三者はわからないでしょうけれども、暗号化した人は復元することができちゃうでしょう、そのことについて疑念はないんですかということです。

○国保年金課管理係主査 ちょっと説明不足で恐縮なんですけれども、3ページの4の(1)の収受のところの3行目なんですけれども、匿名化を解くためのファイル、要は匿名化したものから、逆に、もとの個人情報に戻すためのファイルは、あくまでも文京区のほうで保管して、それ自体は事業者が持ち出さないような形を徹底するような形になります。

○堀委員 これはファイル自体がないと復元できないというものなのか、中身はわからないので何とも言えないんですけれども、少なくとも匿名化する作業の人と、持ち出す人が一緒にいかという話なんですね。もちろん、匿名化を解くための解除キーは、文京区が持つんだと思いますけれども、今、委員長が確かに言われたように、匿名化する人が勝手に匿名化して、そばで見ているとしても、その人が持ち帰るといふ、その作業自体に疑念が残らないですかねということ。これは特にセンシティブな情報ですから、そこまで注意しないと、何かあったときに言い訳つかないですよ。ということをちょっと気にして申し上げました。

○国保年金課長 わかりました。そこは十分検討して、そういう疑念を持たれないような形で対応させていただきたいと思います。

○内山会長 匿名化したデータに匿名化コードが付番されていますけれども、匿名化コードを

つけておくということは、後でそれを復元する必要があるからということですか。

○国保年金課管理係主査　そういうことになります。

○内山会長　復元することができるのは誰なんですか。

○国保年金課管理係主査　匿名化を戻すコード自体は、文京区で保管し、戻す場合は文京区で戻します。

○内山会長　パソコン等を操作するのは、文京区の職員がやられるんですか。

○国保年金課管理係主査　そういうことになります。

○内山会長　匿名化するときの操作は委託業者をお願いして、復元するときは文京区の職員がやるということですか。

○国保年金課管理係主査　ただ、先ほど委員からもご質問いただいたとおり、作業は区の職員が立ち会うと、この資料では書いてございますけれども、そんなに操作方法が難しくないものであれば、区の職員が匿名化の作業を、委託事業者のレクチャーを受けて実施することも、もちろん可能でございます。

○内山会長　ご意見等はございませんか。

　　お願いします。

○後藤委員　諮問の内容として、本人宛での通知の省略ということについては、特段、異議はございません。

　　今、堀委員初め二瓶委員からもご質問があった内容、やはり、少しセンシティブなレセプトのデータを出すということですので、その匿名化というあたりについても、少しもやっとしているところがあるのかなというふうには感じました。この計画をつくるための分析というのは、この計画自体がどこも、全自治体がつくらなければいけないものですよね。

○国保年金課長　そうですね、基本的には。

○後藤委員　ですから、ほとんどの自治体、全てかどうかわかりませんが、ほとんどの自治体でこういう形でデータの分析を、外部の事業者に委託をしているという事実は、あるというふうに私も認識をしております。その中ではこういう形で匿名化をするんですよということの説明があるということも承知をいたしております。

　　ただ、若干、情報処理技術の世界でも匿名化ということについては、いろいろな考え方がありまして、その辺はその折々に動きもあつたりしますので、その辺はよく文京区としてもご認識をいただければというふうに思うのが1点と、それから、若干、この説明で私もわからなかったのが、例えば分析をするためには生年月日というのは恐らく必要なんだろうと。日まで必

要なくても生年月日ぐらいまでは、分析をする上では多分必要なんでしょうね。そこはこのイメージ図ですと、何かそこも一緒に匿名化されているから、どうやって分析するのかなというふうに見えちゃうので、その辺は少し説明のところは工夫をしていただけるとありがたかったな。逆に言うと、保険証の記号・番号とか氏名とかは、受託事業者さんのほうでも全くわからない状態で処理をするんですよということですよ。

○国保年金課長 そうですね。

○後藤委員 そのことが確認できれば結構でございます。

○内山会長 生年月日を匿名化することについては、ご説明のとおりでよろしいんですか。

○国保年金課長 生年月日は匿名化をいたしますが、年齢がございますので、年齢につきましては、そのままデータとして残すという形をいたします。

○内山会長 要するに、匿名化のイメージの欄外に、まだ年齢だとかいろいろなデータがあって、その部分について示されていないということですね。

○国保年金課長 そうです。申し訳ございません。

○内山会長 お願いいたします。

○小野寺委員 ばかな質問なのかもしれないんですが、ちょっと伺いたいんですが、このレセプトというのは、各医療機関がそんなに簡単に出すものなんですか。医療機関によって出したり出さなかったりということはないんですか。そうすると、かなりデータそのものがどこかに偏っちゃう可能性があると思うんですけれども。

○国保年金課長 レセプトのほうに診療点数、請求点数とか、ほかにも記載があるんですけども、それに基づいてお医者さんのほうに診療報酬を最終的に払うものでございますので、必ずレセプトデータというのは出てくるものなんです。ですから、それは国民健康保険であれば、それぞれの文京区なり、自治体の国民健康保険課のほうで集約するということになります。そこからそれぞれ診療報酬のほうに、ちょっと雑駁で恐縮ですけども、大きく言えばそういう形で。

○小野寺委員 私も病院にかかったことがありますからわかりますんですが、保険のというのは1年分、データがちゃんとまとまったら幾らという、あれしたというのは来ますよね、個人に。きっとそれのもとであるんだろうなとは思いますが。

○国保年金課長 そうです。

○内山会長 お願いいたします、白石委員。

○白石委員 1点だけ。全体スケジュールの中での見方なんですけれども、いわゆるデータを

匿名化してこうやって分析しますと、素案は区のほうでつくりますよと。一番大事なのは、一番最後のところで、計画ができました、匿名化したデータの返却もしくは破棄、「もしくは破棄」と書いてあるんですけども、この「匿名化したデータの返却もしくは」というのは委託業者のことなんですか。誰のこと。

○国保年金課長 これは、データの返却というのは、あくまでも「返却もしくは破棄」は事業者です。

○白石委員 ということは、この委託業者との契約というのは、29年から30年3月までしているということで、1回分析データをもらうけれども、その都度、区が要求したものについてさらに分析をしてもらい、また提供してもらってこの計画を策定するということか。

○国保年金課長 そうですね、策定支援業務まで入っておりますので、3月に策定されるまで年間で契約をしてございます。

○白石委員 最終的に3月の時点で返却もしくは、何で「返却もしくは破棄」なんですか、考え方としては。

○国保年金課長 基本的には破棄というふうには考えてはいるんですが、場合によって返却してもらったほうが望ましい場合もあるものですから、今の段階で、この資料上は「もしくは」という書き方をさせていただいているんですけども、いずれにしても、適正にそこは処理をさせていただくようにはしたいと思いますので。

○白石委員 ということは、返却されれば区に残るということだよ、データは。

○国保年金課長 そうですね。

○白石委員 ずっと残るということだよ。そうしたら、残るんだったらその活用を言っていないと、皆さんが困っちゃうんじゃないのかなと思うんです。

○国保年金課長 返却したときにデータをどうするかということですね。

○白石委員 あってもいいんだけど、ちゃんと理由づけがないと、返却されて何のために区が持っているんだと。曖昧過ぎない。

○国保年金課長 すみません、ここの資料では「返却もしくは破棄」というふうに書いてございます。ただ、私どもといたしましては、破棄という形で進めていきたいと考えてございますので、ここは「もしくは」という書き方をさせていただいておりますが、破棄でいかせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○内山会長 お願いします。

○鈴木委員 鈴木ですけれども、今回の諮問のところで、本人宛ての通知を省略したいとその

理由として、一定期間において大量、今回の場合は4万7,000件以上となっておりますけれども、この辺は何か基準があるのでしょうか。また、過去において、こういうふうな取り扱いをしたものというのはあったのでしょうか。

この辺の一定期間において、今回大量とは4万7,000件以上ですけれども、この一定期間とこの大量の4万7,000件、この辺の相互の関係が、要するに、本当に大量なのかどうかはよくわからないわけですよ。一定期間というのは本当は具体的にどうなのかというのは、ちょっとわからないので、基準が何か、どういう基準において、これが大量であるというふうに判断されたのか。

○総務課長 まず、この個人情報の保護の事務要領の64ページに第14条がありまして、第3項で、いわゆるこの通知を省略することができる場合とありますが、この別表が70ページに省略の基準表というのがあります。この整理番号の2番のところに、通知を要する対象者で一定期間において大量で、かつ本人が通知を受けても選択する余地がない場合ということで、それに該当するという今回の内容でございます。

過去の例で平成18年の諮問に関する答申、これは学術研究のための個人情報の外部提供なんですけど、このとき対象者は約1,000人ということで、それに該当させたという過去の事例があります。

○鈴木委員 要するに、その都度その都度考えていくということなんですよね。一定期間において大量というのは。その中で自治体の作業を具体的にシミュレーションした場合に、これは要するに、本人が通知を受けて、選択する余地がないというふうに判断を、区役所がされているということですか。

○総務課長 そうですね、その状況を判断するということです。

○鈴木委員 その辺に対するシミュレーションをたくさんされているんだと思うんですけども、それもちょっと、基準が何か曖昧な感じがして、こういうルールがあるのは、これを読んでいてわかっているんですけども、その辺がどうなのかと思ひましてね。

○内山会長 本人通知省略の理由が大量であるということだけが書いてありますけれども、マニュアルのほうですと、大量だけではなくて、プラス目的外利用したことに対して、本人が異議を唱えないことが明白であるというものがあって初めて、本人通知を省略するというマニュアルになっていますけれども、基準を変えましたか。

○総務部長 これは、基準は変えてはいないです。そういった意味では、会長ご指摘のとおり、ちょっと諮問文のほうは足りていないかなというふうに思います。

○内山会長 匿名化ファイルにして、本人が特定できないようにして利用しているということがご説明いただいたので、そのような利用であれば、本人は異議を唱えないだろう、法令に基づく施策ですし、ということで、本人は異議を述べないことが明白である、そういう判断のもとに諮問されているという理解でよろしいですか。

○総務課長 はい。

○内山会長 大量だからというので、全部通知省略だと、とても何の理由にもならないと思いますのでね。

お願いいたします。

○堀委員 私の私的な感想でもよろしいでしょうか。

○内山会長 お願いします。

○堀委員 個人情報をも目的外使用するという、まず原則は禁止です。これは共通する。場合によってはそれはできるというのはわかっています。こちらに書いてありますけれども、文京区のほうもそうですし、それから利用結果のほうにも個人情報にも書いてある。問題は、許される範囲というのは、少なくとも、本人の利益になるかどうか、それから、社会公共のために役立つものであるとか、それから、それを利用することによって法令で規定しているとか、そういうような、何か枠組みがあって使ってもいいですよ。確かに、今回の場合はこのことをすることで、社会公共のための利益につながっていくだろうということは理解できているんですけども、あえて事後の本人通知、事前はもちろん原則なので事前はしない、だけれども、事後の通知まで省略するというのに、これはかなり高いハードルかなと、私自体はそここのところがすごくこれを読んでいて、今、心の中で迷っているところです。

確かに、4万7,000というのは、数的には多いと思うんですけども、ただ、一般社会でいうと、ビジネスの世界でいうと、4万7,000ぐらいのダイレクトメールなんていうのは普通の状況ですし、それから、メールアウトするにしてもそれほど多量とは、確かに多いことは多いですけども、人でできないような多量な量とも思えないので、そこで事後の通知まで本当に省略しちゃっていいものかどうか、その辺のところを、確かに規定には書いてあるんですけども、それに乗せるだけの根拠が、本当に我々の頭の中にすっと落ちるのかどうか、ちょっと、この辺が自分の中でじくじたる思いが、正直言っております。

以上になります。

ちょっと間違えていただきたいくないのは、決してこの案に反対しているわけではないですし、大事なことだとは思っていますが、はしよらないで済むことだったら、やれることはやったほ

うがいいのかなどという考え方で申し上げています。

○二瓶委員 よろしいでしょうか。何度もすみません。教えていただきたいんですが、これで懸念されることというのは、やっぱり個人の方の病歴とか受診歴というのが、外部にもし万が一ばれたときにどうするということでの匿名化がされて、処理されるということだと思っておりますが、匿名化されないで業者に提供されるデータの中には、病院のIDとかも入っている、レセプトデータの中を見ると思うんですが、そうすると文京区で狭い、近くの病院に行っているなんていうと、万が一漏れて、そこの病院に何か行ってどうこうとかで、そういうことから個人が特定されてしまうリスクというのは、暗号化データだけによって解決され得る問題なのかなどというのが、今の感想としては持っていて、やっぱり、もちろん堀委員と一緒に、目的大賛成だと思うんですよ、文京区として、国民健康保険料を低く抑えるために、一生懸命病気にかけられないように、どういうふうにならなければいいかという目的は大賛成なんですけど、一方で、もしかしたら失うかもしれない利益、リスクというのが、そこをてんびんにかけたときに、果たして、どれほどの成果物を得られるための犯すべきリスクなのかというのが、ちょっとその辺が不安かなというのが個人的な感想で、私も病院にかかって何か検査してというところ、この医療情報を今後の研究のために利用していいですか、もちろん匿名化しますよとあって、オーケーのところはチェックして出したこともあるとすると、やっぱり医療情報というのは、非常に個人情報の中でもレベルの高い、守られるべきもの、大きいところだと思うので、堀委員とも同じで、どこまでどう省略すればいいのかというのが、ちょっとまだじっくりすとんとは落ちてこない。もちろん、中身がどういう成果物が得られて、どういう情報がどう渡されてというのがメカオンチなところもありまして、理解できていないというところでの、暗闇の中の不安というのももちろんあるとは思いますが、その辺が、万が一何かあったときのリスクが余りに大きい事項なので、その辺はちょっと不安には思っています。

すみません、何か雑駁とした。

○内山会長 データを目的外に使用する、これは健康増進のための保健事業の実施計画を策定するために目的外利用する、そのことについては条例上制限がない。当審議会の意見を聞かなくても実施することができる。ただ、実施した後に、個人にそのことをお伝えするというところについて省くというのが、この諮問の目的だと思いますので、例えばこんなことをすることができるかどうか、もちろん、この審議会の会議録等は公表されていますよね。このことがそのように行われたということについては、区民は知ろうと思えば知ることができる。ホームページ等で何らかの形でこのようなデータを処理して、個人情報識別できないような厳重な管理

をした上で、保健事業の実施計画を策定するために使用しますというふうなことは、どこかに公表するというふうなことができるでしょうか。折衷案ということなのですが、一人一人に郵便切手を張って封書で出すというよりも、大量な処理ですからそのような形で公明正大に行っていますということを、透明性を持って実施するというふうなことはいかがでしょうか。

○国保年金課長 今、お話ございましたとおり、私どもホームページでは、この計画につきましては公表していきたいと思っておりますので、そこでこういう形で使用しますよということは、きちんと記載はできるかと思っておりますので、そこでホームページのほうでできればと考えてございますが、よろしいでしょうか。

○内山会長 各委員からご発言のとおり、この情報は本当にセンシティブといえますか、非常にプライバシーの核心部分にも当たることですから、厳重な管理のもとに行われるべきだと思いますので、慎重な手続をしてほしいと思います。

もう1つ、私から、匿名化されたデータを委託業者に渡すということは、個人情報の外部提供に当たらないんですか。

○総務部長 内部処理を委託するもので、目的の範囲内での利用ですので、外部提供には当たらないというふうに考えています。

○内山会長 当たらないということですね。

ご発言いただいたご意見の中には、目的外利用したということについて、個々人にご通知申し上げるということ省くということについて、若干の疑念があるというご発言がございましたが、実施機関として、文京区としてそのような処理を公明正大、厳重に行うということについて、公表した上で実施するというようなことのございますから、それに加えて個々人に対する通知ということまでは省いても、この際よかろうかというように思いますが、という意味では諮問のことについて、実施することについては、そのとおり実施していただいてよろしいという結論になろうかと思いますが、そのような結論でよろしゅうございますかということのご意見を伺いたいと思いますが。

よろしいでしょうか。

○総務課長 それでは今、会長からお話のあった、本来、ここで答申案文についてご議論という形になるんですけれども、今、会長が言われた、いわゆる公表の前提とか、その辺も入れた内容を事務局のほうで、会長とともに案をつくりまして、各委員の皆様にご通知申し上げて、という取り扱いにしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○内山会長 事業自体はそんなに待ってられないんですよ。

○堀委員 我々は今、委員長の案で私は少なくとも賛成ですので、委員長が確認いただいて、もう次に進めるということで、私はよろしいかと思いますが。

○内山会長 ありがとうございます。ご発言いただきまして、趣旨とすれば、ただいまご了解いただいたような趣旨で答申をするということにしまして、文書化されたものについては、会長の一任ということで、私に一任をしていただいて、成案について各委員にお届けするということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○内山会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、諮問第1号につきましては、そのようなこととして処理をするということに決らせていただきます。

○総務課長 恐れ入りますが、所管課の職員は退席させていただきます。

○内山会長 それでは、諮問についてのご審議は終わりました。

続きまして、これからは報告をいただきます。

まず、報告第1号、定例報告について、総務課長さんからご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。

その前にお手元の資料のご確認をお願いいたします。資料はあらかじめ郵送させていただいておりますが、資料第1号から第10号までございます。お手元、ご確認をお願いいたします。

それでは、資料第1号からご説明申し上げます。資料第1号につきましては、1-1号と1-2号となっておりますが、平成28年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものでございます。1-1号は所管別に請求件数を整理したもの、1-2号は請求内容を記載したものでございます。

平成28年度はこの1-1号の右下の合計欄にあるとおり、総件数で491件の公開請求がございました。平成27年、前年度は550件でしたので、若干微減という、59件の減となっております。また、非公開が43件で、平成27年度と比較して77件の減となっております。

公開請求件数並びに非公開の件数ともに減となった主な理由といたしましては、27年度は行政訴訟になっているケースでの所管課への請求件数が極端に多くなっていましたが、28年度はそのケースが年度の前半までで終わっていることが大きな要因と考えております。

続きまして、資料第2号、108ページをご覧いただきたいと思います。資料第2号は個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。2-1号は所管別に件数を整理した

もの、2-2号は請求内容を記載したものでございます。平成28年度は総件数で、108ページの合計欄にあるとおり、121件の開示請求がございました。平成27年度は201件の開示請求がございましたので、80件の大幅減となっております。

減となった主な原因ですが、情報公開請求と同じで、27年度は行政訴訟になっているケースで、所管課への請求件数が極端に多くなっていましたが、28年度はそのケースが年度の前半で終わっていることが大きな要因と考えております。

続きまして、138ページ、資料第3号は情報公開条例で公表が義務づけられ、あるいは努力義務となっているものがありますが、これは条例に基づいて実際に行政情報センターにおいて公表したもののリストでございます。

最初は条例第22条に基づく公表資料ですが、区の基本計画、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録、主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報については、公表が義務づけられております。

138ページの11番、こちらは当審議会の会議録となっております。

次のページ、139ページは、条例第23条で情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料や調査報告、事業概要などがこれに当たります。なお、当区では条例の規定にかかわらず、行政情報センター及び区ホームページ等において、情報を提供するよう努めているところでございます。

続きまして、資料第4号から資料第9号までは、個人情報保護制度に係る報告事項でございます。

まず、141ページをご覧ください。資料第4号は個人情報業務登録の登録状況でございます。個人情報の業務登録数は合計欄にあるとおり547件で、個人情報ファイル登録数は174件となっております。新規登録業務、廃止業務は次ページ、142ページ、143ページのほうで記載となっております。

次に、144ページ、資料第5号でございます。こちらは個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。個人情報取り扱い業務の透明性を確保する趣旨から、審議会に報告するものとされております。データ処理、通知等の大量交付、専門的業務の共同処理などで業務委託されているものでございます。

179ページをご覧ください。こちら資料第6号は指定管理者制度適用施設の一覧表でございます。平成18年から指定管理者制度が導入されておりますが、ご覧の施設、180ページまでありますとおり、22の施設が指定管理によって運営されているものでございます。

続きまして、181ページ、資料第7号は個人情報を利用した業務の一覧でございます。法令や審議会の意見を聞いて目的外利用を認められたものについて、区の内部で本来の業務以外の業務に利用しているものでございます。税情報や福祉・年金関係の情報を福祉、介護・医療関係事務に利用していることを示しております。

なお、昨年度の審議会においてご指摘いただきました、児童手当等における税情報の目的外利用については、183ページ12番、13番及び184ページ14番、15番について、法令による根拠のみだけではなくて、本人同意もあわせてとっていることを所管課に確認しております。今回の報告より資料にその旨を掲載させていただきました。

次に206ページ、資料第8号でございます。こちらは個人情報の外部提供した業務の一覧でございます。外部提供とは法令や審議会の意見を聞いて、区の機関以外のものへ個人情報を提供したものでございます。税情報や戸籍、年金、食品衛生監視業務に係る個人情報を、他の官公庁に提供しているものでございます。

外部提供の根拠としまして、審議会（事前一括承認）とあるものが大部分を占めていますが、これは審議会一括承認事項の中で、個人情報の提供を受ける側の根拠法令に「調査をすることができる」、「照会できる」など、いわゆる「できる」規定がある場合で、提供の可否について、区側で一定の判断をした上で提供することができるものとされているものに該当するものでございます。

続きまして、資料211ページ、資料第9号、こちらは外部結合した業務の報告でございます。外部結合とは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して、個人情報を提供するものでございます。平成14年に開始した住民基本台帳ネットワーク、それから、平成22年度に開始したマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納、それから、平成25年から開始いたしました戸籍副本の法務省戸籍副本センターへの送信、それから最後に、平成28年度から開始しました住民票の写し等のコンビニ交付サービスが該当します。その状況をお示しするものでございます。

外部結合による提供情報の詳細は、資料にあるとおりでございます。

以上が個人情報保護制度に係る報告案件でございます。

次に資料217ページ、第10号は昨年度の当審議会及び審査会の開催状況でございます。審議会については資料にありますように、昨年度1回開催し、定例報告及び1件の諮問を行っております。審査会については、情報公開条例に基づく行政情報の一部公開決定及び非開示決定を不服とする救済申し出及び審査請求が計6件あり、昨年度は4回の審査会を開催いたしました。

事案の概要と審査結果は資料にあるとおりでございます。

以上が定例報告でございます。

○内山会長 報告をいただきました。

この際ご質問等があれば頂戴いたします。大量なデータでございますので、この本会終了後でもご質問等があれば、総務課のほうにご照会いただければ対応していただけたと思いますので、ここでは報告をいただいたということにさせていただきたいと存じます。

続きまして、報告の第2号、条例8条第2項第5号の適用業務についてご説明いたします。

○総務課長 それでは、お手元の資料第11号、222ページをご覧くださいと思います。本件は平成28年1月の答申に基づく報告でございます。平成28年4月より「心神喪失等の理由により、個人情報を本人から直接収集することができない場合で、本人の福祉の向上を目的とし、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」を本人以外の者から個人情報を収集する場合の条文に追加いたしましたものでございます。

これについて、現時点で認知症高齢者等徘徊対策事業のみの実施となっており、(4)にありますとおり、5月1日時点で本事業の申請者の数は74名、うち本条文の適用となる本人以外の家族等による申請は71名となっております。

また、裏面をご覧ください。2の「区で保護した身元不明高齢者の情報提供について」をご覧ください。(4)の「提供に当たっての経緯」に記載しておりますが、昨年警視庁から特別区福祉主管部長会に、各区で保護中の身元不明高齢者について、身元不明迷い人台帳への情報提供の協力要請がありまして、当該要請に基づき、特別区福祉主管部長会は特別区高齢福祉・介護保険主管課長会にその情報提供について検討を下命しました。特別区高齢福祉・介護保険主管課長会は、検討の結果、個人情報の提供については、各区の規定に基づき提供を検討した上で、平成28年度末を目途に当該情報提供を実施することを決定しました。

このことを受け、平成29年度より高齢福祉課において、警視庁の身元不明迷い人台帳へ個人情報を提供することで、身元不明者の迅速な身元判明につなげ、本人と家族の安心を支援する取り組みを開始いたします。

なお、現時点における当該実績はございません。

資料の説明は以上でございます。

○内山会長 何かご質問等はございますでしょうか。

なければ、次にいきます。

報告第3号、特定個人情報保護に関する安全管理措置の監査結果について、このことについ

てご説明いただきます。

○総務課長 それでは、お手元の資料第12号、224ページをご覧ください。本件担当課は総務課と情報政策課となっております。

情報政策課の職員をご紹介させていただきます。阿部情報政策課長でございます。

○情報政策課長 情報政策課長、阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく、情報政策課、梅田主査でございます。

○情報政策課主査 梅田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 それでは、資料の説明を申し上げます。

昨年度10月から今年1月にかけて、1の概要に記載のとおり、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに基づき、安全管理措置の監査を実施いたしました。

3の監査実施方法に記載のとおり、監査は全課を対象にしたセルフチェックシートによる書面監査（1次監査）と、1次監査の結果を踏まえて11課を選定し、実施監査（2次監査）を実施いたしました。

225ページ、監査結果の総合評価に記載のとおり、監査の中では、事務処理を行う上でのマニュアル等の規定整備が不十分な状況や、保管・管理方法が適切でない等の改善点も指摘され、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するために、3月には監査結果を全庁に周知し、取り組み強化及び職員への周知を図りました。

224ページのほうにお戻りください。6のほうに記載のとおり、29年2月に本監査以外の安全管理措置に関する取り組みといたしまして、個人情報保護委員会事務局による特定個人情報の取り扱いに関する留意点について説明会を開催しております。

説明は以上でございます。

○内山会長 このことについてご質疑、ございますでしょうか。

お願いいたします。

○堀委員 この取り組みは大変大事なことだろうと思っておりますし、初回にしては今年もうちょっと違う、プリミティブな、いろいろな案件が出てくるのかなと思っていたんですけども、比較的マニュアルの整備がないとか、多分これの大事なものは、これを繰り返して行って、どんどんレベルが上がっていくことが一番大事な要諦だと思うので、ぜひとも、継続してこれは積み上げて行って、皆さんの意識を変えるということが一番大事なポイントだと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたしますと思っています。

以上です。

○内山会長 お願いいたします。

○後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料の228ページ、当該資料の5ページ目で、Kドライブという言葉が出てくるんですが、これは庁内でデータを利用するファイルサーバーのドライブのことでございますね。

○情報政策課長 そうです。業務用で使っているファイルサーバーの名称で、Kというのを付けさせていただいているので。

○後藤委員 それは個別のパソコン、ここでは小型処理装置というような言い方がされている、パソコンではなくて、センター側のサーバーのほうで適切に管理されるということによろしいですか。

○情報政策課長 そこに全部接続して、そこに一括してデータのほうを保存・管理を行っておりますので、そこと通信で結んで、パソコンのほうで入力したりとかという処理を行っております。

○後藤委員 ちなみに事務用のパソコンの中で、この特定個人情報を記録をしている事例というのは、かなりございますでしょうか。

○情報政策課長 今回、ヒアリングをした例えば職員課とか、一部のどうしても多数の情報を管理しなければならない、紙データだけでは管理が、都合が悪いというような部署につきましては一部、そういった形でKドライブといいますか、そちらのほうで保管をかけて、そこにデータを保存して管理をしている部署はございます。

○後藤委員 私の個人的な認識ですけれども……よろしゅうございますか。どうぞ。

○情報政策課主査 番号制も利用事務と関係事務がございますけれども、一般の区民の方の個人番号は利用事務という形で処理しますが、利用事務に関してはKドライブのほうに保存していることはないです。

○後藤委員 Kドライブにはない。

○情報政策課主査 ないです。

○後藤委員 パソコン側にあるというものなんですか。

○情報政策課主査 利用事務に関しては、各課で、そのためのシステムを導入したりしていますので、またパソコン側とは違う基幹系システム側だけで保管しているという状況です。

○後藤委員 基幹系側だけで保管をしている、わかりました。

一般的にパソコンで、もし仮にマイナンバーを含む特定個人情報を持っているとすれば、パ

ソコン側の管理は、結構目が届かなかつたりとかすることがあるかなというふうに認識をしているものですから、それでお尋ねいたしました。

もう一言だけ。全体の監査の結果についてということでの報告を拝見しまして、先ほど堀委員さんもおっしゃったように、私も大変しっかりと監査をされたなというふうに思っておりますし、これも堀委員さんがおっしゃいましたように、きちんとそのPDC Aを回していくことが、つまり、計画を立てて実行してチェックをして改善をしていくというPDC Aのサイクルを回すというのは、とても大事なことだというふうに思っております。

ちなみに、監査が総務課さんと情報政策課さんと2課が監査をするという形で行われた、これもなかなか、情報政策課さんとか総務課さんのご負担も、大変だったのかなというふうには思います。そういう意味では先々、庁内で相互監査ができるような職員の研修なりをされて、例えば、税のセクションの職員の方が、住民基本台帳の課のほうの監査をしてみるとか、そういうことも重ねられてはいかがかなというふうに思ったりします。これは全く私の個人的な感想でございます。

あとは、あくまでもこれは形としては、文京区役所さんの中の内部の監査という形になっているかと思しますので、どこかで適切な時期に、第三者の監査を受けるというようなことも非常に有効かなと思しますので、そんなことも先々ご検討いただけるとありがたいかなというふうに思いました。よりそれは区民の方に対してきちんとした説明ができるかといいますか、区民の方もより安心ができるという状態に近づくのかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

○内山会長 お願いします。

○堀委員 さっきのに関連ある話なんですけれども、要はホストサーバーはどのような管理をされているんですか。どこかへ移してダブルで管理しているとか、まるっきりミラーリングあれば海外なのかわかりませんが、そういう管理はどうなっておられますか。

○情報政策課長 14階に電算室がございまして、そのところで二重化という形で、いざ片方が不具合があっても、もう一方のほうで運用できるような体制をとっておりますし、そこに入室するにも専用のICカードですとか、指紋認証とかという形で、認証された方が入室されて、室内も監視カメラで誰が入ったかというのを記録してございますし、そういう形で部外者が容易に立ち入れないような対策は講じてございます。

○堀委員 こういう、今、何が起きるかわからない時代なので、この庁舎はしっかりしてありますけれども、何かあったときにそのデータが全部飛んでしまうというようなことも、考えなき

やいけないと思うんですけども、例えば地区を変えてどこかに預かってもらうとか、そういうようなお考えはないんですか。

○情報政策課長 それもデータにつきましては、週1回程度、民間の外部機関のほうにバックアップデータを保管してもらって、いざとなればそのデータから復旧するというような体制がとれるようにということでは、やらせていただいております。

○堀委員 ありがとうございます。

○内山会長 それでは、監査自体は厳重に行われたようでございますから、フォローアップのほうをしっかりと願いますということにさせていただいて、報告第3号については報告いただいたということにいたします。

4 その他

ということで、本日の議事内容は以上のとおりでございますが、その次に4、その他ということでございます。

○総務課長 恐れ入りますが、情報政策課の職員は退席をさせていただきます。

それでは、ただいま28年度の特定期間個人情報の安全管理措置の監査結果はご報告したとおりでございますが、先ごろマイナンバーカードの誤送付という事故が発生いたしました。これにつきましてご報告するものです。

担当課であります戸籍住民課長よりご説明申し上げます。ご紹介します。武藤戸籍住民課長です。

○戸籍住民課長 戸籍住民課長、武藤と申します。

ただいまからお手元の資料に基づきまして、マイナンバーカードの誤送付がございました件につきまして、ご報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料にございますとおり、平成29年4月24日でございますが、ある区民の方から、自分のものではないマイナンバーカードが2枚送られてきたということで、その日の午前中のうちに区役所の窓口にお届けいただいたということで、この際に事故発生を認識したといったところでございます。

まず、項番号1ですが、誤送付の経緯となります。こちらのほうで確認をしましたところ、本年3月23日、戸籍住民課におきまして住民異動の窓口、こちらでマイナンバーカードの交付申請のための手続を行っておりましたが、地方公共団体情報システム、J-LISと申します

が、こちらのほうからカードを送っていただくための送付先情報、通常ですと文京区役所宛てということで全て入力をしておりましたが、職員の誤入力がございまして、来庁された方のお名前・住所が入力されてしまって、それで誤送付になってしまったといったところとなっております。

このシステムの特徴といたしましては、送付先情報、こちらに一度入力をいたしますと、その後の手続に引き続き引用されるといった特徴がございまして、同じ端末で手続をいたしました以降、14人に送付先情報が誤った形で入力されました。その影響で、今回、2人分のカードが誤送付になったといったこととなっております。

なお、この事実が判明して以降、その他の12人の方につきましては、このJ-LISのほうからも送付先を変更して、直ちに送付先情報を変えられたというところもございまして、誤送付には至らなかったといったところとなっております。

項番号2番になりますが、誤送付となった方への対応です。マイナンバーカードが誤送付となったお二人につきましては、4月末までに個別に謝罪させていただきまして、事故の経過につきましてご説明させていただきました。その点、お二人にはご理解をいただいたところとなっております。

項番号3番になります。関係機関への報告ということで、国の個人情報保護委員会、総務省、東京都、それとJ-LISに対しまして報告をしております。

項番号4番になります。再発防止に向けた取り組みということで、職員には今回のマイナンバーカードの交付事務につきまして、事務手順を再確認するよう指示いたしました。さらに、正確な事務処理をするよう指導したところでございます。さらに、安全管理措置ということで、これ以外に安全管理の上で不足がないかというところで、再確認を求めたところとなっております。

説明は以上となります。

○内山会長 その他ということですから、ご報告をいただいたということですが、何かご発言があればいただけますか。ヒューマンエラーということですよ。

○戸籍住民課長 今回は人間のちょっと入力の誤りということで、ヒューマンエラーとなります。

○内山会長 誤ったことが行われたわけですがけれども、これについて何か、具体的な損害ですか、ほかの方の情報が流布したとか、そういう事実はあったんでしょうか。

○戸籍住民課長 現時点では、具体的な損害などは発生したという報告はございません。マイ

ナンバーカード自体は、確かにある区民の方に渡りまして、自分のものではないといったところでお気づきいただいて、カードというのは通常、月曜日に届くように、J-L I Sのほうで発送いたしました。こちらのほうで手続しておりますが、今回の場合は送られてきた直後に無事にお戻しいたいただいて、現物のカード自体は回収してございますので、大きな損害に至らない内容で現状済んだというふうに認識しております。

○内山会長 わかりました。

よろしいでしょうか。それでは、報告でもないんですが、そういう状況についてご報告いただいたということにいたします。

ということで、4、その他、ほかにはございますでしょうか。

○総務課長 これで戸籍住民課長は退席させていただきます。

それから、その他ということで、事務局からお礼並びにお願いがございます。

当審議会の委員の任期でございますが、来月6月末で任期満了となります。この2年間、制度の適正な運用のためご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。

既に区報4月25日号で、公募区民の方につきましては募集記事を掲載しておりますが、現委員の方も再任を妨げないとなっておりますので、希望される方は選考手続がございますが、よろしくお願い申し上げます。

また、団体等からの推薦をいただいている方につきましては、別途それぞれの所属団体に推薦依頼をさせていただく予定でございます。ご面倒とは存じますが、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

5 閉会

○内山会長 それでは、ご苦労さまでございました。

本日の審議会はこれで終了ということにします。

ありがとうございました。